

(2) 認識した課題

次の各点を中心に、さらなる実効性の向上に引き続き取り組んでいくことを確認しました。

- ・計画的な議案の設定、資料における論点の明確化など、取締役会における議事運営のさらなる高度化に取り組む必要
- ・IT・デジタル委員会のいっそうの機能発揮に向けて、審議時間を拡充するほか、審議の実効性確保に資する取組みを強化する必要
- ・経営計画において重点的にモニタリングを要する事項について、取締役会における情報提供を拡充する一方、海外戦略、ブランド戦略、MYリンクコーディネーター等の採用・育成など、中長期的な視点で議論を要する事項について、社外取締役会議における意見交換・討議の充実を図る必要

<監査委員会>

1. 前年度に実施した実効性評価結果に基づき認識した主な課題への対応

2023年度に実施した実効性評価（対象期間：2022年4月～2023年3月）に基づき認識した主な課題に対し、下表のとおり対応しました。

認識した主な課題	対応状況
・有意義な審議に向けた意見交換・情報提供機会の充実	・監査実施内容・結果等、内部監査役による監査委員会での直接報告の機会を充実 ・2023年4月・7月に内部監査役との意見交換会を実施 ・会計監査人からの情報提供・意見交換の機会を充実
・議案報告・情報提供における運営の高度化	・事前説明、監査委員会での説明に際して、特に重要なリスクや懸念事項が明確となるよう資料ならびに報告方法を工夫 ・監査部の取組みをよりタイムリーかつ詳細に報告する観点から、従来の四半期毎の内部監査概況報告に加え、月次の取組みを「内部監査実施状況等の件」として議案化し毎月報告

2. 実効性評価の評価項目

- ・監査環境、業務監査、会計監査、監査の方法等、監査報告書の作成、内部監査の成熟度評価に係る対応

3. 実効性評価結果の概要およびそれに基づき認識した課題

(1) 実効性評価結果の概要

各委員の評価および意見交換を通じて、有意義な審議に向けた意見交換・情報提供機会の充実、議案報告・情報提供における運営の高度化等、監査委員会の実効性が向上したことから、監査委員会は、監査委員会規則、監査委員会監査規程等に則りその職務を適切に遂行していると評価しました。

(2) 認識した課題

次の各点を中心に、さらなる実効性の向上に引き続き取り組んでいくことを確認しました。

- ・有意義な審議に向けた質疑等への対応の高度化
- ・内部監査のさらなる機能発揮に向けた審議の充実

<指名委員会・報酬委員会の実効性評価>

指名委員会および報酬委員会においても、委員会の運営面および実効性についての評価を行ない、ガバナンスの向上に努めております。

・補充原則4-14②（トレーニング方針）に基づく開示

取締役および執行役は、その期待される能力を発揮するための研鑽に努めるとともに、会社は、取締役および執行役に対しその機会を適宜提供する旨をコーポレートガバナンスに関する方針第15項に定めています。

https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/pdf/governance_guideline.pdf

・原則5-1（株主との建設的な対話に関する方針）に基づく開示

当社は、相互会社の特性をふまえ、お客さま満足度の向上をめざし、潜在的な声や間接的な声を含む「お客さまの声」をさまざまな形で収集・分析するとともに、いただいたご意見等が経営に適切に反映されるよう努める旨をコーポレートガバナンスに関する方針第1項に定めています。

総代会、総代報告会、お客さま懇談会等を通じ、社員（ご契約者）との対話を促進し、良好かつ円滑な関係の構築に努める旨をコーポレートガバナンスに関する方針第16項に定めています。

https://www.meijiyasuda.co.jp/profile/csr/governance/pdf/governance_guideline.pdf

また、企画部担当執行役が、相互会社制度運営および広報を統括し、お客さま懇談会運営については、企画部中心に本社各部が連携のうえ対応しています。

お客さま懇談会でいただいたご意見等は、総代会・評議員会等にて報告するとともに、改善を要する意見等については、担当部が対応を検討し、経営会議の諮問機関であるお客さま志向検証委員会を通じフォローを実施しています。お客さま情報の保護については、情報管理規程等に定め、その管理を徹底しています。